

## 第4章 緑の公共事業の推進

### 1 緑の公共事業の趣旨

森林は、いのちを育み、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化の防止などの様々な公益的機能を果たす府民共有の貴重な財産ですが、木材価格の低迷等を背景に、森林の手入れが十分に行われなくなっており、従来の対策のみで守っていくことが非常に難しくなっています。

このため、府では、緑の象徴であり府域の4分の3を占める森林の保全・整備等を、地球環境の保全や子ども達の未来を育むための公共事業と位置付け、放置森林の整備や京都の文化に貢献する森づくりや間伐材等の利活用等を積極的に推進しています。

さらに、17年度からはこうした行政中心の取組と併せて、モデルフォレスト（利害関係者の総参加による森林を核とした環境保全運動）の理念の下で、府民の皆さんの参加を得ながら持続可能な森林を目指す取組を推進しています。

### 2 緑の公共事業による主な取組

14年度から17年度までに約38億円の予算で次の取組を実施しており、18年度も引き続き取組を推進しました。

公共性の高い森林の緊急的な整備・・・計4,000ha 強の間伐等を実施

- ・ 放置森林や放置竹林の整備
- ・ 京都・文化の森づくり
- ・ 水源地域の森林整備
- ・ 台風被害を受けた森林の緊急整備 等

森林整備による雇用の創出・・・計3,000人余りの実雇用を創出

- ・ 放置森林のモデル整備等による担い手育成 等

木質資源の積極的な利活用・・・計24,000m<sup>3</sup>の間伐材を利用

- ・ 公共事業での間伐材の利用
- ・ 学校施設での間伐材の利用
- ・ ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度

（府内産木材の産地証明に加え、輸送時に排出される二酸化炭素の量（ウッドマイレージCO<sub>2</sub>）を数値化して示すことで、地域の木を利用することによる地球温暖化防止対策を進める制度）

- ・ 間伐材の用途拡大
- ・ 京都の木の文化振興 等

森林生態系の保全・・・計20,000m<sup>3</sup>の枯損木等を処理

- ・ 野生鳥獣対策
- ・ 森林病虫害対策 等

緑を活かす府民協働の推進

- ・ 「府豊かな緑を守る条例」の制定
- ・ モデルフォレストの創造に向けた取組 等

図1-10 ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度のシンボルマーク



図 1 - 11 ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度の仕組み

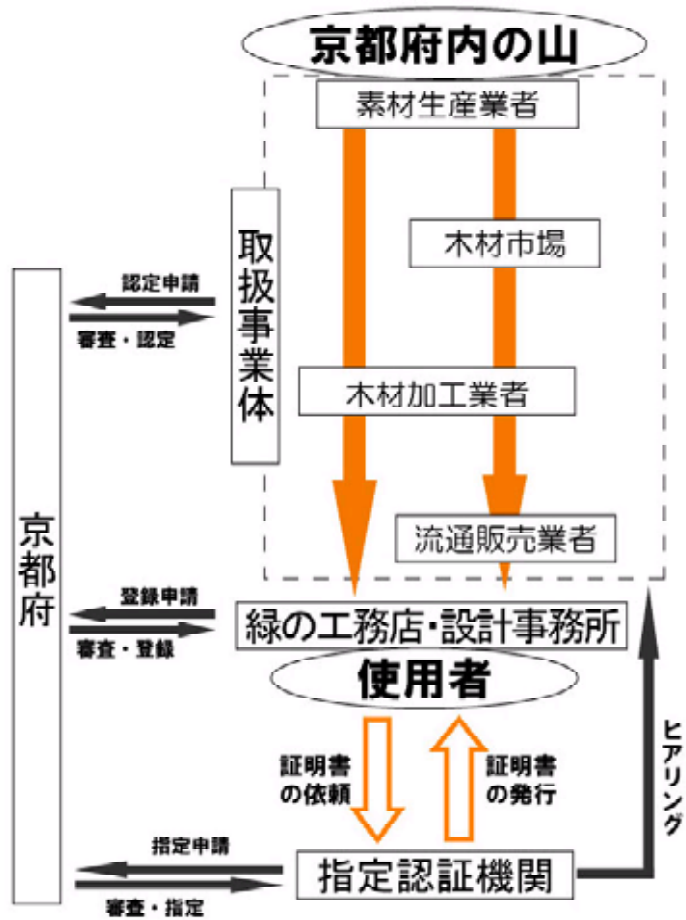


図 1 - 12 緑の公共事業による取組の状況



府営住宅への府内産材利用



京都・文化の森 スギ林の指定



府民参加による里山整備  
～大文字山での植樹～



ウッドマイレージCO<sub>2</sub>  
認証制度による出荷



府内産材による学校机の整備

### 3 京都モデルフォレストの推進

緑の公共事業の推進と併せて、持続可能な森林を目指す新しい府民協働の仕組みづくりを進めるため、17年度は府民参加の仕組みなどを制度化した「府豊かな緑を守る条例」を制定するとともに、京都の天王山や西山での森林所有者、森林組合や森林ボランティア団体、大学、企業及び行政等が連携した水源の森や里山整備の取組を推進しています。

さらに、18年度は「(社)京都モデルフォレスト協会」を設立し、森林づくり活動への参加を希望する企業等への活動場所のあっせんや、地域の関係者と企業、府民等が一緒になって森林づくりを進める仕組みの整備、森林づくりのための募金の呼びかけを行うなど、府民ぐるみで京都の森林を守り育てるモデルフォレスト運動を展開しています。

図1 - 13 モデルフォレスト運動のフロー図

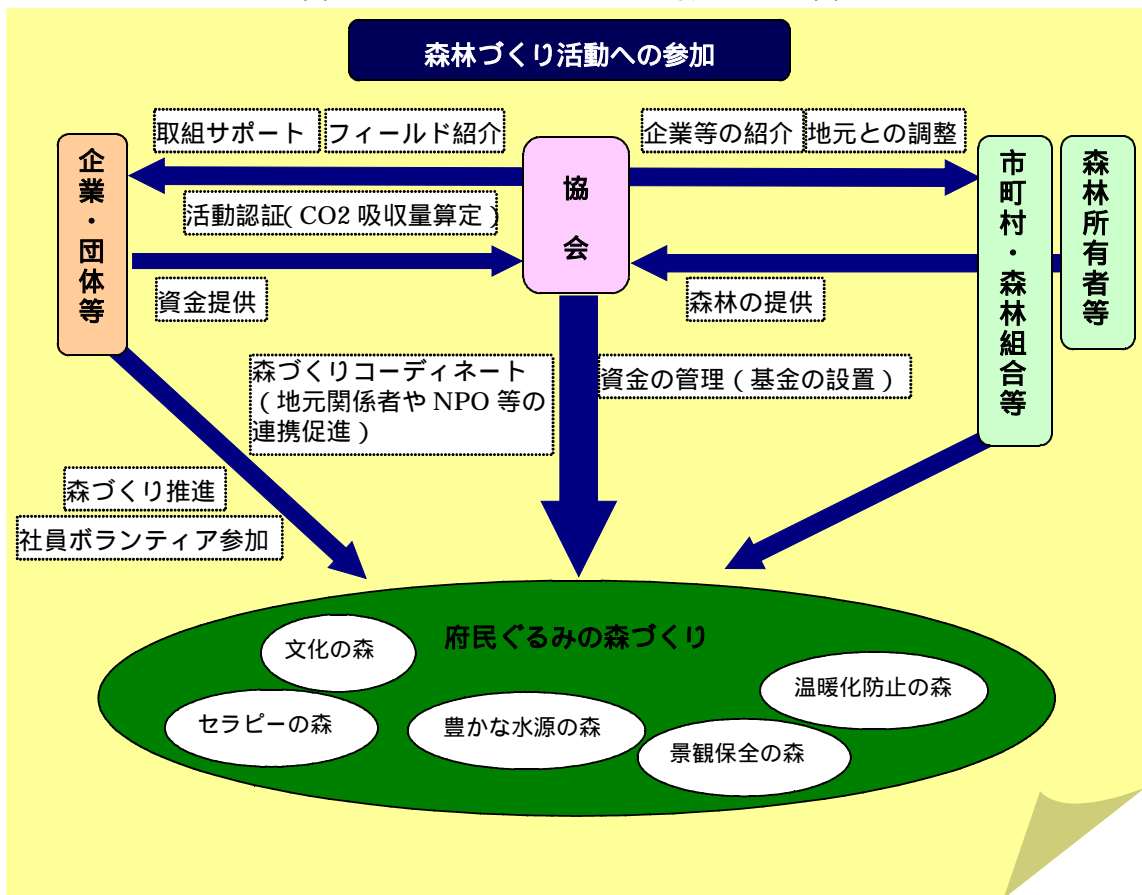


図 1 - 14 府豊かな緑を守る条例のあらまし

京都府豊かな緑を守る条例のあらまし

条例の理念・目的（前文）

森林は、様々な公益的機能を有し、木の文化など特徴ある文化や産業を発展させてきた府民共通の財産であるが、社会経済の大きな変化により人と森林との関係が希薄化し、森林の放置・荒廃が進み、更には不適正な利用による災害も発生。  
持続可能な循環型の社会づくりを進めるために、人と森林との望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守る必要。

新たに条例を制定し、森林の公益的機能の一層高度な発揮を図り、良好な地域環境の形成・保全と府民生活の安全の確保に寄与。

府、府民、森林所有者、開発行為者等の責務（第2条～第5条）

<p><b>府</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的かつ計画的な施策推進</li> <li>・ 森林開発行為の状況を適切に把握・指導</li> </ul>	<p><b>府民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の公益的機能への理解増進</li> <li>・ 森林利用保全活動等への主体的な参画</li> </ul>	<p><b>森林所有者等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な林業の推進</li> <li>・ 森林を適切に利用保全</li> <li>・ 森林開発行為の状況を適切に把握</li> </ul>	<p><b>開発行為者等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害が発生するおそれが生じないよう、開発計画を作成し、計画的に実施</li> <li>・ 工事を適正かつ安全に実施</li> </ul>
---	--	--	--

森林の利用及び保全の促進のための制度

**森林利用保全指針の策定**（第6条）  
森林の利用及び保全を総合的・計画的に推進するための指針を策定

**森林利用保全重点区域の指定**  
（第7条～第8条）  
公益的機能を一層高度に発揮させる必要がある区域を森林利用保全重点区域に指定し、森林利用保全計画を策定

**森林利用保全活動団体の登録と森林利用保全協定の認定**（第10条～第18条）  
重点区域で森林の利用保全活動を行う団体を登録し、その団体と森林所有者が結んだ森林利用保全協定を認定

**支援措置**（第9条、第16条）  
森林利用保全計画に基づく取組を推進するための措置や森林利用保全協定に基づく活動への支援措置を実施

森林開発行為の計画的かつ適正な施行を確保するための制度

**森林開発行為の協議**（第19条～第33条）  
森林開発行為を行おうとする者に、あらかじめ開発計画を知事と協議することを義務付け

災害が発生するおそれがあるときは、開発行為の停止や必要な措置を命令

**土砂搬入禁止区域の指定**（第34条～第36条）  
土砂の搬入の継続により、人の生命、身体、財産を害するおそれがあるときは、その区域を土砂搬入禁止区域として指定し、土砂の搬入を禁止

**罰則**（第42条～第45条）  
停止命令・措置命令に違反した者、土砂搬入禁止区域への土砂搬入者等への罰則を規定

施行期日：平成18年4月1日